

議案第94号

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部改正について

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

上越市中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成28年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第10号」を「第11号」に、「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同項第1号中「中小企業再生支援協議会事業」を「中小企業活性化協議会事業」に、「再建計画」を「再生計画」に改め、同項第7号を次のように改める。

- (7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和2年10月30日に同研究会が策定したものをいう。）に基づき成立した弁済計画

第3条第2項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和4年3月4日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）に基づき成立した事業再生計画又は弁済計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。